

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について

＜令和3年4月1日施行分＞

資料 2 - 5

一. 移動等円滑化の意義及び目標

(省略)

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

※法改正関係

○移動等円滑化に関する協議への応諾義務

- 新たに公共交通事業者等に対し設けられた、移動等円滑化に関する協議への応諾義務について、関係者との積極的な連絡調整・建設的な議論の重要性を記載

○適切な役務の提供

- 新たに公共交通事業者等に対し遵守義務が設けられた、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に関連し、公共交通事業者等に求められる措置（マニュアル作成や教育訓練を通じた対応方法習得、体制確保等）を記載

○高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

- 新たに施設設置管理者による広報・啓発活動の努力義務が設けられた、優先席・車椅子使用者用駐車施設等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用について、施設設置管理者に求められる措置（職員等関係者への周知、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ、適正利用が必要な施設である旨の表示等）を記載

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化促進地区の要件

- マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

四. 基本構想の指針

○重点整備地区の要件

- 基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

五. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保

○高齢者障害者等用施設等の適正な利用

※法改正関係

- 国民に対し、高齢者、障害者等による高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮を行う責務が課されたことを受け、高齢者障害者等用施設等の類型ごとに、適正な利用に係る基本的な考え方（※）を提示

（※）第10回あり方検討会資料7に記載の内容